川崎市エイズ日曜検査・相談事業実施要領

（目的）

第１条　エイズ日曜検査･相談事業は、「川崎市エイズ及び性感染症対策指針（平成３０年３月１６日川健感第２４６９号健康福祉局長専決）」に基づき、利便性の高い場所と休日の時間帯に配慮した検査を実施することで、エイズの感染拡大と潜在化を防止し、感染者の早期発見に努めることを目的とする。

（実施主体）

第２条　実施主体は、健康福祉局保健医療政策部〔感染症対策〕（以下「感染症対策担当」という。）とする。

（実施場所）

第３条　実施場所はタカシゲビル４階（所在地は川崎区砂子１－７－５）とし、川崎市保健所の巡回診療として機能する。

（実施日時及び受付時間）

第４条　実施日時は毎日曜日(年末年始及びゴールデンウィーク等は除く)の午前９時から午後５時までとする。

２　受付時間は、来所者のニーズに配慮し、実施時間の中で感染症対策担当が設定する。

（対象者）

第５条　対象者は、ＨＩＶ検査の受検を希望する者とする。

（検査内容）

第６条　検査は、無料かつ匿名とし、予約は不要とする。

２　検査は、抗原・抗体同時スクリーニング検査を実施し、スクリーニング検査の結果が陽性となった場合には、確実に受診へと繋がるよう、受検者の希望に応じ、エイズ治療拠点病院等への紹介又は確認検査を実施する。

なお、確認検査で陽性となった場合にはエイズ治療拠点病院等への紹介を

行う。

（検査及び相談体制）

第７条　検査及び相談を実施する際には、次の体制で行う。

（１）雇上げの医師、看護師及び事務員（以下「従事者」という。）で構成する。

（２）検査及び相談は、医師１名、看護師２名で行う。ただし、必要に応じて医師及び看護師を増員することができる。

（実施方法）

第８条　検査を受けようとする対象者（以下「受検者」という。）は、申込書に必要事項を記入する。

２　従事者は受検者の記載内容を確認し、個別問診を行う。その結果、必要と認められる受検者に対してＨＩＶ検査を実施する。問診時には、ＨＩＶ検査の説明をし、ＨＩＶ検査実施の同意を得る。

３　従事者は結果書類等の返却日時を申込書の控えに記載し、受検者の控えとして交付する。

（結果告知）

第９条　結果告知は原則として、医師が行う。

２　受検者は申込書の控えと引換えに結果を知ることができる。

なお、申込書の控えがない受検者の対応は感染症対策担当で協議する。

３　陽性者が判明した場合、告知日の担当医師はカウンセリング等との調整について事前に健康福祉局保健医療政策部担当課長〔感染症対策〕と協議する。

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要事項は健康福祉局長が定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から改正施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から改正施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から改正施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。